湯梨浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等 の一部を改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年12月5日提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

#### 湯梨浜町条例第 号

湯梨浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改 正する条例

(湯梨浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正) 第1条 湯梨浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年湯 梨浜町条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目(以下この条において「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目(以下この条において「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下この条において「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下この条において「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに削除条項等を除く。 以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれ た部分(条及び項の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」と いう。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応す る改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部 分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
湯梨浜町家庭的保育事業等及び乳児 等通園支援事業の設備及び運営に関 する基準を定める条例	<u>湯梨浜町家庭的保育事業等の設備及</u> び運営に関する基準を定める条例
目次	目次
第1章~第5章 略	第1章~第5章 略
第6章 乳児等通園支援事業	
<u>第1節</u> <u>通則(第50条)</u>	
<u>第2節</u> 一般型乳児等通園支援事業 (第51条—第54条)	
第3節 <u>余裕活用型乳児等通園支援事</u> 業(第55条・第56条)	
<u>第7章</u> 雑則( <u>第57条・第58条</u> )	<u>第6章</u> 雑則( <u>第50条</u> )
略	略

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22 年法律第164号。以下「法」という。)第 34条の16第1項の規定に基づき、家庭的 保育事業等<u>及び乳児等通園支援事業</u>の設 備及び運営に関する基準を定めるものと する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲 げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。

(1)~(9) 略

(10) 乳児等通園支援事業 法第6条の 3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。

(最低基準の目的等)

第3条 この条例に定める基準(以下「最 低基準」という。)は、家庭的保育事業 等又は乳児等通園支援事業を利用してい る乳児又は幼児(以下「利用乳幼児」と いう。)が、明るく、衛生的な環境にお いて、素養があり、かつ、適切な訓練を 受けた職員(家庭的保育事業等を行う事 業所(以下「家庭的保育事業所等」とい う。) 及び乳児等通園支援事業を行う事 業所(以下「乳児等通園支援事業所」と いう。)の管理者を含む。以下同じ。) が保育又は乳児等通園支援(乳児等通園 支援事業として行う乳児又は幼児への遊 び及び生活の場の提供並びにその保護者 への面談及び当該保護者への援助をい う。以下同じ。)を提供することにより、 心身ともに健やかに育成されることを保 障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 町長は、児童の保護者その他児童 福祉に係る当事者の意見を聴き、その監 督に属する家庭的保育事業等を行う者 (趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22 年法律第164号。以下「法」という。)第 34条の16第1項の規定に基づき、家庭的 保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲 げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。

(1)~(9) 略

(最低基準の目的等)

第3条 この条例に定める基準(以下「最低基準」という。)は、家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児(以下「利用乳幼児」という。)が、明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 町長は、児童の保護者その他児童 福祉に係る当事者の意見を聴き、その監 督に属する家庭的保育事業等を行う者 (以下「家庭的保育事業者等」という。) 及び乳児等通園支援事業を行う者(以下 「乳児等通園支援事業者」という。)に 対し、最低基準を超えて、その設備及び 運営を向上させるように勧告することが できる。

2 略

(最低基準と家庭的保育事業者等<u>及び乳</u> 児等通園支援事業者)

- 第5条 家庭的保育事業者等<u>及び乳児等通</u> <u>園支援事業事業者</u>は、最低基準を超えて、 常に、その設備及び運営を向上させなけ ればならない。
- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は 運営をしている家庭的保育事業者等<u>及び</u> <u>乳児等通園支援事業者</u>においては、最低 基準を理由として、その設備又は運営を 低下させてはならない。

(家庭的保育事業者等<u>及び乳児等通園支援事業者</u>の一般原則)

- 第6条 家庭的保育事業者等及び乳児等通 園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十 分配慮するとともに、一人一人の人格を 尊重して、その運営を行わなければなら ない。
- 2 家庭的保育事業者等<u>及び乳児等通園支援事業者</u>は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等<u>又は乳児等通園支援事業</u>の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等<u>及び乳児等通園支援事業者</u>は、自らその行う保育<u>又は乳児等通園支援</u>の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等<u>及び乳児等通園支援事業者</u>は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければなら

(以下「家庭的保育事業者等」という。) に対し、最低基準を超えて、その設備及 び運営を向上させるように勧告すること ができる。

2 略

(最低基準と家庭的保育事業者等)

- 第5条 家庭的保育事業者等は、最低基準 を超えて、常に、その設備及び運営を向 上させなければならない。
- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は 運営をしている家庭的保育事業者等にお いては、最低基準を理由として、その設 備又は運営を低下させてはならない。

(家庭的保育事業者等の一般原則)

- 第6条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等は、地域社会との 交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護 者及び地域社会に対し、当該家庭的保育 事業等の運営の内容を適切に説明するよ う努めなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、自らその行う 保育の質の評価を行い、常にその改善を 図らなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

ない。

- 5 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第1項第2号、第15条第2項及び第3項、第16条第1項並びに第17条第1項において同じ。)及び乳児等通園支援事業所には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 家庭的保育事業所等<u>及び乳児等通園支援事業所</u>の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

# (保育所等との連携)

- 第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型 保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保 育事業者」という。)を除く。以下この 条、次条第1項、第8条の3第2項、第1 5条第1項及び第2項、第16条第1項、第 2項及び第5項、第17条並びに第18条第 1項から第3項まで並びに附則第4項に おいて同じ。)は、利用乳幼児に対する 保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭 的保育事業者等による保育の提供の終了 後も満3歳以上の児童に対して必要な教 育(教育基本法(平成18年法律第120号) 第6条第1項に規定する法律に定める学 校において行われる教育をいう。第3号 において同じ。) 又は保育が継続的に提 供されるよう、次に掲げる事項に係る連 携協力を行う保育所(子ども・子育て支 援法(平成24年法律第65号)第7条第4 項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、 幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。 以下同じ。)又は認定こども園(同項に 規定する認定こども園をいう。以下同 じ。) (以下「連携施設」という。) を 適切に確保しなければならない。
  - (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させ

- 5 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第1項第2号、第15条第2項及び第3項、第16条第1項並びに第17条第1項において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採 光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利 用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮 を払って設けられなければならない。

# (保育所等との連携)

- 第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型 保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保 育事業者」という。)を除く。以下この 条、次条第1項、第15条第1項及び第2 項、第16条第1項、第2項及び第5項、 第17条並びに第18条第1項から第3項ま で並びに附則第4項において同じ。)は、 利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実 に行われ、及び家庭的保育事業者等によ る保育の提供の終了後も満3歳以上の児 童に対して必要な教育(教育基本法(平 成18年法律第120号) 第6条第1項に規定 する法律に定める学校において行われる 教育をいう。第3号において同じ。)又 は保育が継続的に提供されるよう、次に 掲げる事項に係る連携協力を行う保育所 (子ども・子育て支援法(平成24年法律 第65号) 第7条第4項に規定する保育所 をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に 規定する幼稚園をいう。以下同じ。)又 は認定こども園(同項に規定する認定こ ども園をいう。以下同じ。) (以下「連 携施設」という。) を適切に確保しなけ ればならない。
  - (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させ

るための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>(次項において「保育内容支援」という。)</u>を行うこと。

- (2)及び(3) 略
- 2 町長は、家庭的保育事業者等による保 育内容支援の実施に係る連携施設の確保 が著しく困難であると認める場合であっ て、次の各号に掲げる要件の全てを満た すと認めるときは、前項第1号の規定を 適用しないこととすることができる。
  - (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
  - (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。
    - ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
    - イ 保育内容支援連携協力者の本来の 業務の遂行に支障が生じないように するための措置が講じられているこ と。
- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。
- 4 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
  - (1) 家庭的保育事業者等<u>が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、</u> 次のア及びイに掲げる要件を満たすと 町長が認めること。

るための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2)及び(3) 略

- 2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
  - (1) 家庭的保育事業者等<u>と次項に規定</u> する連携協力を行う者との間でそれぞ れの役割の分担及び責任の所在が明確 化されていること。

- ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の 分担及び責任の所在が明確化されて いること。
- イ 代替保育連携協力者の本来の業務 の遂行に支障が生じないようにする ための措置が講じられていること。
- (2) 町長が家庭的保育事業者等による 代替保育連携協力者の確保の促進のた めに必要な措置を講じてもなお当該連 携協力を行う者の確保が著しく困難で あること。
- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、 第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる 場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に 定めるものをいう。
  - (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。) 以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業 A型事業者等
  - (2) 略
- 6 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。
  - (1) 町長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう

- (2) <u>次項に規定する連携協力を行う者</u> <u>の本来の業務の遂行に支障が生じない</u> ようにするための措置が講じられてい ること。
- 3 前項の場合において、家庭的保育事業 者等は、次の各号に掲げる場合の区分に 応じ、それぞれ当該各号に定める者を第 1項第2号に掲げる事項に係る連携協力 を行う者として適切に確保しなければな らない。
  - (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)
  - (2) 略
- 4 町長は、家庭的保育事業者等による第 1項第3号に掲げる事項に係る連携施設 の確保が著しく困難であると認めるとき は、同号の規定を適用しないこととする ことができる。

必要な措置を講じているとき。

- (2) 家庭的保育事業者等による第1項 第3号に掲げる事項に係る連携施設の 確保が、著しく困難であると認めると き(前号に該当する場合を除く。)。
- 7 前項(第2号に該当する場合に限る。) の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) 略

(家庭的保育事業者等<u>及び乳児等通園支援事業者</u>と非常災害)

第8条 家庭的保育事業者等及び乳児等通 園支援事業者は、軽便消火器等の消火用 具、非常口その他非常災害に必要な設備 を設けるとともに、非常災害に対する具 体的計画を立て、これに対する不断の注 意と訓練をするように努めなければなら ない。

2 略

(安全計画の策定等)

第8条の2 家庭的保育事業者等及び乳児 通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の 確保を図るため、家庭的保育事業所等及 び乳児等通園支援事業所ごとに、当該家 庭的保育事業所等又は乳児等通園支援事 業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼 児等に対する事業所等外での活動、取組 等を含めた家庭的保育事業所等又は乳児 等通園支援事業所での生活その他の日常 生活における安全に関する指導、職員の 研修及び訓練その他家庭的保育事業所等 又は乳児等通園支援事業所における安全 に関する事項についての計画(以下この 条において「安全計画」という。)を策 5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) 略

(家庭的保育事業者等と非常災害)

第8条 家庭的保育事業者等は、軽便消火 器等の消火用具、非常口その他非常災害 に必要な設備を設けるとともに、非常災 害に対する具体的計画を立て、これに対 する不断の注意と訓練をするように努め なければならない。

2 略

- <u>定し、当該安全計画に従い必要な措置を</u> 講じなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等及び乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等及び乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等及び乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車等を運行する場合の所在の確認) 第8条の3 家庭的保育事業者等及び乳児 等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業 所外での活動、取組等のための移動その 他の利用乳幼児の移動のために自動車を 運行するときには、利用乳幼児の乗車及 び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児 の所在を確実に把握することができる方 法により、利用乳幼児の所在を確認しな ければならない。

2 家庭的保育事業者等及び乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければな

# らない。

(<u>家庭的保育事業所等及び乳児等通園支</u>援事業所の職員の一般的要件)

第9条 家庭的保育事業等において利用乳 幼児の保育に従事する職員及び乳児等通 園支援事業所の職員は、健全な心身を有 し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童 福祉事業に熱意のある者であって、でき る限り児童福祉事業の理論及び実際につ いて訓練を受けた者でなければならな い。

(<u>家庭的保育事業所等及び乳児等通園支援事業所</u>の職員の知識及び技能の向上 等)

- 第10条 家庭的保育事業所等及び乳児等通 園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に 励み、法に定めるそれぞれの事業の目的 を達成するために必要な知識及び技能の 修得、維持及び向上に努めなければなら ない。
- 2 家庭的保育事業者等<u>及び乳児等通園支援事業者</u>は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置する ときの設備及び職員の基準)

第11条 家庭的保育事業所等及び乳児等通 園支援事業者は、他の社会福祉施設等を 併せて設置するときは、その行う保育又 は乳児等通園支援に支障がない場合に限 り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等 又は乳児等通園支援事業所の設備及び職 員の一部を併せて設置する他の社会福祉 施設等の設備及び職員に兼ねることがで きる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

(<u>家庭的保育事業者等</u>の職員の一般的要件)

第9条 家庭的保育事業等において利用乳 幼児の保育に従事する職員は、健全な心 身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、 児童福祉事業に熱意のある者であって、 できる限り児童福祉事業の理論及び実際 について訓練を受けた者でなければなら ない。

(<u>家庭的保育事業者等</u>の職員の知識及び 技能の向上等)

- 第10条 <u>家庭的保育事業者等</u>の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、 その資質の向上のための研修の機会を確 保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置する ときの設備及び職員の基準)

第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 家庭的保育事業者等<u>及び乳児等通</u> <u>園支援事業者</u>は、利用乳幼児の国籍、信 条、社会的身分又は利用に要する費用を 負担するか否かによって、差別的取扱い をしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 <u>家庭的保育事業所等及び乳児等通</u> <u>園支援事業所の職員</u>は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行 為その他当該利用乳幼児の心身に有害な 影響を与える行為をしてはならない。

第14条 削除

(衛生管理等)

- 第15条 家庭的保育事業者等及び乳児等通 園支援事業者は、利用乳幼児の使用する 設備、食器等又は飲用に供する水につい て、衛生的な管理に努め、又は衛生上必 要な措置を講じなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等<u>及び乳児等通園支援事業者</u>は、家庭的保育事業所等<u>又は乳児等通園支援事業所</u>において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 家庭的保育事業所等<u>及び乳児等通園支援事業所</u>には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。
- 4及び5 略

(食事)

第12条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 <u>家庭的保育事業者等</u>は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

- 第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬 品その他の医療品を備えるとともに、そ れらの管理を適正に行わなければならな い。
- 4及び5 略

(食事)

第16条 略

 $2 \sim 5$  略

6 乳児等通園支援事業者は、食事の提供 を行う場合(施設外で調理し運搬する方 法により行う場合を含む。)においては、 当該施設において行うことが必要な調理 のための加熱、保存等の調理機能を有す る設備を備えなければならない。

(食事の提供の特例)

- 第17条 次の各号に掲げる要件を満たす家 庭的保育事業者等は、前条第1項の規定 にかかわらず、当該家庭的保育事業者等 の利用乳幼児に対する食事の提供につい て、次項に規定する施設(以下「搬入施 設」という。)において調理し家庭的保 育事業所等に搬入する方法により行うこ とができる。この場合において、当該家 庭的保育事業者等は、当該食事の提供に ついて当該方法によることとしてもお 当該家庭的保育事業所等において行うこ とが必要な調理のための加熱、保存等の 調理機能を有する設備を備えなければな らない。
  - (1) 略
  - (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、町等の栄養士<u>又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士<u>又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。

(3)  $\sim$  (5) 略

2 略

(家庭的保育事業所等<u>及び乳児等通園支</u>援事業所内部の規程)

第19条 家庭的保育事業者等<u>及び乳児等通</u> <u>園支援事業者</u>は、次に掲げる事業の運営 についての重要事項に関する規程を定め ておかなければならない。 第16条 略

 $2 \sim 5$  略

(食事の提供の特例)

- 第17条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
  - (1) 略
  - (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、町等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)  $\sim$  (5) 略

2 略

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第19条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 略
- (2) 提供する保育<u>又は乳児等通園支援</u> の内容
- (3) 略
- (4) 保育<u>又は乳児等通園支援</u>の提供を 行う日及び時間並びに提供を行わない 日
- (5)及び(6) 略
- (7) 家庭的保育事業等<u>又は乳児等通園</u> <u>支援事業</u>の利用の開始及び終了に関す る事項<u>その他の</u>利用に当たっての留意 事項
- (8)~(10) 略
- (11) その他家庭的保育事業等<u>及び乳児</u> <u>等通園支援事業</u>の運営に関する重要事 項

(家庭的保育事業所等<u>及び乳児等通園支</u>援事業所に備える帳簿)

第20条 家庭的保育事業所等及び乳児等通 園支援事業所には、職員、財産、収支及 び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにす る帳簿を整備しておかなければならな い。

(秘密保持等)

- 第21条 家庭的保育事業所等及び乳児等通 園支援事業所の職員は、正当な理由がな く、その業務上知り得た利用乳幼児又は その家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 家庭的保育事業者等<u>及び乳児等通園支援事業者</u>は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第22条 家庭的保育事業者等<u>及び乳児等通</u> 園支援事業者は、その行った保育に関す

- (1) 略
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 略
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並び に提供を行わない日
- (5)及び(6) 略
- (7) 家庭的保育事業等の利用の開始及 び終了に関する事項<u>並びに</u>利用に当た っての留意事項
- (8)~(10) 略
- (11) その他家庭的保育事業等の運営に 関する重要事項

(家庭的保育事業所等に備える帳簿)

第20条 家庭的保育事業所等には、職員、 財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況 を明らかにする帳簿を整備しておかなけ ればならない。

(秘密保持等)

- 第21条 <u>家庭的保育事業者等</u>は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 家庭的保育事業者等は、職員であった 者が、正当な理由がなく、その業務上知 り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を 漏らすことがないよう、必要な措置を講 じなければならない。

(苦情への対応)

第22条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護

- る利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等及び乳児等通園支援事業者は、その行った保育又は乳児等通園支援に関し、当該保育又は乳児等通園支援の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

### (保育の内容)

第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

#### (設備の基準)

第29条 小規模保育事業A型を行う事業所 (以下「小規模保育事業所A型」という。) の設備の基準は、次のとおりとする。

# (1)~(6) 略

(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戲室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア~ク 略

(職員)

第30条 略

- 2 略
- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当 たっては、当該小規模保育事業所A型に勤

- 者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

### (保育の内容)

第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

#### (設備の基準)

第29条 小規模保育事業A型を行う事業所 (以下「小規模保育事業所A型」という。) の設備の基準は、次のとおりとする。

# (1)~(6) 略

(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階以上に設ける建物は、次のア、イ及び力に掲げる要件に、保育室を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア~ク 略

(職員)

第30条 略

- 2 略
- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当 たっては、当該小規模保育事業所A型に勤

務する保健師<u>、看護師又は准看護師</u>を、 1人に限り、保育士とみなすことができ る。

(職員)

# 第32条 略

#### 2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、 1人に限り、保育士とみなすことができる。

### (利用定員の設定)

第43条 事業所内保育事業を行う者は、別表第2の左欄に掲げる利用定員の数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児(法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。)の数以上の定員枠を設けなくてはならない。

# (設備の基準)

第44条 事業所内保育事業(利用定員が20 人以上のものに限る。以下「保育所型事 業所内保育事業」という。)を行う事業 所(以下「保育所型事業所内保育事業所」 という。)の設備の基準は、次のとおり とする。

### (1)~(7) 略

(8) 保育室等を<u>2階以上に設ける建物</u> は、第29条第7号に掲げる要件に該当 するものであること。 務する保健師<u>又は看護師</u>を、1人に限り、 保育士とみなすことができる。

(職員)

# 第32条 略

#### 2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師<u>又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

### (利用定員の設定)

第43条 事業所内保育事業を行う者<u>(以下</u> 「事業所内保育事業者」という。)は、 別表第2の左欄に掲げる利用定員の数の 区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定め るその他の乳児又は幼児(法第6条の3 第12項第1号イ、ロ又はハに規定するそ の他の乳児又は幼児をいう。)の数以上 の定員枠を設けなくてはならない。

# (設備の基準)

第44条 事業所内保育事業(利用定員が20 人以上のものに限る。以下「保育所型事 業所内保育事業」という。)を行う事業 所(以下「保育所型事業所内保育事業所」 という。)の設備の基準は、次のとおり とする。

#### (1)~(7) 略

- (8) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。
  - ア 建築基準法第2条第9号の2に規 定する耐火建築物又は同条第9号の 3に規定する準耐火建築物であるこ と。

- イ 保育室等が設けられている別表第 1の左欄に掲げる階に応じ、同表の 中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ 同表の右欄に掲げる施設又は設備が 一以上設けられていること。
- ウ イに掲げる施設及び設備が避難上 有効な位置に設けられ、かつ、保育 室等の各部分からその施設又は設備 に至る歩行距離が30メートル以下と なるように設けられていること。
- 工 保育所型事業所内保育事業所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下エにおいて同じ。)以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
  - (1) <u>スプリンクラー設備その他こ</u> <u>れに類するもので自動式のものが</u> 設けられていること。
  - (2) 調理用器具の種類に応じて有 効な自動消火装置が設けられ、か つ、当該調理室の外部への延焼を 防止するために必要な措置が講じ られていること。
- オ 保育所型事業所内保育事業所の壁 及び天井の室内に面する部分の仕上 げを不燃材料でしていること。
- カ 保育室等その他乳幼児が出入り し、又は通行する場所に、乳幼児の 転落事故を防止する設備が設けられ ていること。
- <u>キ</u> 非常警報器具又は非常警報設備及 び消防機関へ火災を通報する設備が

(保育所型事業所内保育事業所の職員) 第45条 略

# 2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師<u>、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(小規模型事業所内保育事業所の職員) 第48条 略

#### 2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り保育士とみなすことができる。

# <u>第6章</u> <u>乳児等通園支援事業</u> <u>第1節</u> <u>通則</u>

(乳児等通園支援事業の区分)

- 第50条 乳児等通園支援事業は、一般型乳 児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等 通園支援事業とする。
- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児 等通園支援事業であって次項に定めるも のに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、 保育所、認定こども園(就学前の子ども に関する教育、保育等の総合的な提供の 推進に関する法律(平成18年法律第77号。 以下「認定こども園法」という。)第2 条第6項に規定する認定こども園をい い、保育所であるものを除く。以下同じ。)

設けられていること。

ク 保育所型事業所内保育事業所のカ ーテン、敷物、建具等で可燃性のも のについて防炎処理が施されている こと。

(保育所型事業所内保育事業所の職員) 第45条 略

# 2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師<u>又は看護師</u>を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

(小規模型事業所内保育事業所の職員) 第48条 略

#### 2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1 人に限り保育士とみなすことができる。 又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業所を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業所に係る利用定員(子ども・子育て支援法第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。以下同じ。)の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

# 第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

- 第51条 一般型乳児等通園支援事業を行う 事業所(以下「一般型乳児等通園支援事 業所」という。)の設備の基準は、次の とおりとする。
  - (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を 利用させる一般型乳児等通園支援事業 所には、乳児室又はほふく室及び便所 を設けること。
  - (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
  - (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号 の幼児1人につき3.3平方メートル以 上であること。
  - (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通 園支援の提供に必要な用具を備えるこ と。
  - (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一 般型乳児等通園支援事業所には、保育 室又は遊戯室及び便所を設けること。
  - (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の 幼児1人につき1.98平方メートル以上 であること。
  - (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園 支援に必要な用具を備えること。

(8) 保育室等を2階以上に設ける建物 は、第29条第7号に掲げる要件に該当 するものであること。

# (職員)

- 第52条 一般型乳児等通園支援事業所に は、保育士その他乳児等通園支援に従事 する職員として町が行う研修(町長が指 定する都道府県知事その他の機関が行う 研修を含む。)を終了した者(以下この 条において「乳児等通園支援従事者」と いう。)を置かなければならない。
- 2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。
- 3 第1項に規定する乳児等通園支援従事 者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事 業に従事するのものでなければならな い。ただし、次の各号のいずれかに該当 する場合は、専ら当該一般型乳児等通園 支援事業に従事する職員を1人とするこ とができる。
  - (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
  - (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を 利用している乳幼児の人数が3人以下 である場合であって、保育所等を利用 している乳幼児の保育が現に行われて

いる保育室等において当該一般型乳児 等通園支援事業が実施され、かつ、当 該一般型乳児等通園支援事業を行うに 当たって当該保育所等の保育士による 支援を受けることができるとき。

# (乳児等通園支援の内容)

第53条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

# (保護者との連絡)

第54条 一般型乳児等通園支援事業を行う 者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡 をとり、乳児等通園支援の内容等につき、 その保護者の理解及び協力を得るよう努 めなければならない。

# 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

- 第55条 余裕活用型乳児等通園支援事業を 行う事業所(以下「余裕活用型乳児等通 園支援事業所」という。)の設備及び職 員の基準は、次の各号に掲げる施設又は 事業所の区分に応じ、当該各号に定める ところによる。
  - (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び 運営に関する基準 (保育所に係るもの に限る。)
  - (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定ことも園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
  - (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連

携型認定こども園の学級の編成、職員、 設備及び運営に関する基準(平成26年 内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1号)

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号) (居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

(準用)

第56条 第53条及び第54条の規定は、余裕 活用型乳児等通園支援事業について準用 する。

第7章 雑則

(電磁的記録)

第57条 家庭的保育事業者等、乳児等通園 支援事業者及びその職員は、記録、作成、 その他これらに類するもののうち、この 条例の規定において書面(書面、書類、 文書、謄本、抄本、正本、副本、複本そ の他文字、図形等人の知覚によって認識 することができる情報が記載された紙そ の他の有体物をいう。以下この条におい て同じ。) で行うことが規定されている 又は想定されるものについては、書面に 代えて、当該書面に係る電磁的記録(電 子的方式、磁気的方式その他人の知覚に よっては認識することができない方式で 作られる記録であって、電子計算機によ る情報処理の用に供されるものをいう。) により行うことができる。

(委任)

第58条 略

附則

 $1 \sim 3$  略

(連携施設に関する経過措置)

第6章 雑則

(委任)

第50条 略

附則

 $1 \sim 3$  略

(連携施設に関する経過措置)

4 家庭的保育事業者等(特例保育所型事 4 家庭的保育事業者等(特例保育所型事 業所内保育事業者を除く。)は、連携施 設の確保が著しく困難であって、子ど も・子育て支援法第59条第4号に規定す る事業による支援その他の必要な適切な 支援を行うことができると町が認める場 合は、第7条第1項本文の規定にかかわ らず、施行日から起算して15年を経過す る日までの間、連携施設の確保をしない ことができる。

5及び6 略

別表第1 (第29条関係)

加致为1(和20不因所)				
階	区分	施設又は設備		
略				
4	常用	略		
階)	壁難	1 建築基準法施行令第123条第1		
以	用	項各号又は同条第3項各号に規		
上		定する構造の屋内階段(ただし、		
の		同条第1項各号に規定する構造		
階		の屋内階段については、当該屋		
		内階段の構造は、建築物の1階か		
		ら保育室等が設けられている階		
		までの部分に限り、屋内と階段		
		室とは、バルコニー又は付室(階		
		段室が同条第3項第2号に規定す		
		る構造を有する場合を除き、同		
		号に規定する構造を有するもの		
		に限る。)を通じて連絡するこ		
		ととし、かつ、同条第3項 <u>第3号、</u>		
		<u>第4号及び第10号</u> を満たすもの		
		とする。)		
2及び3 略				

業所内保育事業者を除く。) は、連携施 設の確保が著しく困難であって、子ど も・子育て支援法第59条第4号に規定す る事業による支援その他の必要な適切な 支援を行うことができると町が認める場 合は、第7条第1項本文の規定にかかわ らず、施行日から起算して10年を経過す る日までの間、連携施設の確保をしない ことができる。

5及び6 略

別表第1 (第29条、第44条関係)

別衣弗 I (弗29余 <u>、弗44余</u> 舆馀)				
階	区分	施設又は設備		
略				
4	常用	略		
階	避難	1 建築基準法施行令第123条第1		
以	用	項各号又は同条第3項各号に規		
上		定する構造の屋内階段(ただし、		
$\mathcal{O}$		同条第1項各号に規定する構造		
階		の屋内階段については、当該屋		
		内階段の構造は、建築物の1階か		
		ら保育室等が設けられている階		
		までの部分に限り、屋内と階段		
		室とは、バルコニー又は <u>外気に</u>		
		向かって開くことのできる窓若		
		しくは排煙設備(同条第3項第1		
		号に規定する国土交通大臣が定		
		めた構造方法を用いるものその		
		他有効に排煙することができる		
		と認められるものに限る。)を		
		<u>有する</u> 付室を通じて連絡するこ		
		ととし、かつ、同条第3項 <u>第2号、</u>		
		<u>第3号及び第9号</u> を満たすものと		
		する。)		
		2及び3 略		

(湯梨浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 の一部改正)

第2条 湯梨浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める

条例(平成26年湯梨浜町条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目(以下この条において「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目(以下この条において「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下この条において「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下この条において「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに削除条項等を除く。 以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれ た部分(条及び項の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」と いう。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応す る改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部 分が存在しない場合には、当該改正後部分を削る。

改正後	改正前

<u>湯梨浜町特定教育・保育施設及び特</u> 定地域型保育事業並びに特定乳児 等通園支援事業の運営に関する基 準を定める条例 湯梨浜町特定教育・保育施設及び特 定地域型保育事業の運営に関する基 準を定める条例

目次

第1章~第3章 略

第4章 特定乳児等通園支援事業者の運 営に関する基準

<u>第1節</u> 利用定員に関する基準(第53 条)

第2節 運営に関する基準 (第54条— 第82条)

<u>第5章</u> 雑則(<u>第83条・第84条</u>) 略

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援 法(平成24年法律第65号。以下「法」と いう。)第34条第2項及び第46条第2項 の規定に基づき、特定教育・保育施設及 び特定地域型保育事業の運営に関する基 目次

第1章~第3章 略

<u>第4章</u> 雑則(<u>第53条</u>)

略

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援 法(平成24年法律第65号。以下「法」と いう。)第34条第2項及び第46条第2項 の規定に基づき、特定教育・保育施設及 び特定地域型保育事業の運営に関する基 準並びに法第54条の3において準用する 同法第46条第3項の規定に基づき、特定 乳児等通園支援事業の運営に関する基準 を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲 げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
  - (1)~(19) 略
  - (20) 法定代理受領 法第27条第5項 (法第28条第4項において準用する場 合を含む。)、法第29条第5項(法第3 0条第4項において準用する場合を含 む。) 又は法第30条の20第5項(法第3 0条の21第3項において準用する場合 を含む。) の規定により町が支払う特 定教育・保育(特別利用保育及び特別 利用教育を含む。次条第1項及び第2 項において同じ。)、特定地域型保育 (特別利用地域型保育及び特定利用地 域型保育を含む。次条第1項及び第2 項において同じ。) 又は特定乳児等通 園支援に要した費用の額の一部を、教 育・保育給付認定保護者又は乳児等支 援給付認定保護者に代わり特定教育・ 保育施設、特定地域型保育事業者又は 特定乳児等通園支援事業者が受領する ことをいう。
  - (21)~(29) 略
  - (30) 特定乳児等通園支援 法第30条の 20第1項に規定する特定乳児等通園支 援をいう。
  - (31) 特定乳児等通園支援事業者 法第 54条の3に規定する特定乳児等通園支 援事業者をいう。
  - (32) 支給対象小学校就学前子ども 法 第30条の14に規定する支給対象小学校 就学前子どもをいう。
  - (33) 乳児等支援給付認定子ども <u>法第</u> 30条の16に規定する乳児等支援給付認

準を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲 げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
  - (1)~(19) 略
  - (20) 法定代理受領 法第27条第5項 (法第28条第4項において準用する場合を含む。) 又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により町が支払う特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用保育及び第2項において同じ。) 又は特定地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)に要した費用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)に要した費用のの一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(21)~(29) 略

定子どもをいう。

(34) 乳児等支援給付認定保護者 法第 30条の15第3項に規定する乳児等支援 給付認定保護者をいう。

# (一般原則)

- 第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)並びに特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育、特定地域型保育又は特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。
- 2 特定教育・保育施設等及び特定乳児等 通園支援事業者は、当該特定教育・保育 施設等又は当該特定乳児等通園支援事業 者を利用する小学校就学前子ども又は支 給対象小学校就学前子どもの意思及び人 格を尊重して、常に当該小学校就学前子 ども及び当該支給対象小学校就学前子ど もの立場に立って特定教育・保育、特定 地域型保育又は特定乳児等通園支援を提 供するように努めなければならない。
- 3 特定教育・保育施設等及び特定乳児等 通園支援事業者は、地域及び家庭との結 び付きを重視した運営を行い、都道府県、 市町村、小学校、他の特定教育・保育施 設等、他の特定乳児等通園支援事業者、 地域子ども・子育て支援事業を行う者、 他の児童福祉施設その他の学校又は保健 医療サービス若しくは福祉サービスを提 供する者との密接な連携に努めなければ ならない。
- 4 特定教育・保育施設等<u>及び特定乳児等</u> <u>通園支援事業者</u>は、当該特定教育・保育 施設等<u>又は当該特定乳児等通園支援事業</u> 者を利用する小学校就学前子ども及び支

(一般原則)

- 第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。
- 2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。
- 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整

給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(利用定員)

# 第4条 略

- 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、 当該各号に定める小学校就学前子どもの 区分ごとの利用定員を定めるものとす る。ただし、法<u>第19条第3号</u>に掲げる小 学校就学前子どもの区分にあっては、満 1歳に満たない小学校就学前子ども及び 満1歳以上の小学校就学前子どもに区分 して定めるものとする。
  - (1) 認定こども園 法<u>第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分
  - (2) 幼稚園 法<u>第19条第1号</u>に掲げる 小学校就学前子どもの区分
  - (3) 保育所 法<u>第19条第2号</u>に掲げる 小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第</u> <u>3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区 分

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 略

備を行うとともに、その従業者に対し、 研修を実施する等の措置を講ずるよう努 めなければならない。

(利用定員)

### 第4条 略

- 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、 当該各号に定める小学校就学前子どもの 区分ごとの利用定員を定めるものとす る。ただし、法<u>第19条第1項第3号</u>に掲 げる小学校就学前子どもの区分にあって は、満1歳に満たない小学校就学前子ど も及び満1歳以上の小学校就学前子ども に区分して定めるものとする。
  - (1) 認定こども園 法<u>第19条第1項各</u> 号に掲げる小学校就学前子どもの区分
  - (2) 幼稚園 法<u>第19条第1項第1号</u>に 掲げる小学校就学前子どもの区分
  - (3) 保育所 法<u>第19条第1項第2号</u>に 掲げる小学校就学前子どもの区分及び 同項第3号に掲げる小学校就学前子ど もの区分

(内容及び手続の説明及び同意)

# 第5条 略

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法
  - ア 特定教育・保育施設の使用に係る 電子計算機と利用申込者の使用に係 る電子計算機とを接続する電気通信 回線を通じて送信し、受信者の使用 に係る電子計算機に備えられたファ イルに記録する方法
  - イ 特定教育・保育施設の使用に係る 電子計算機に備えられたファイルに 記録された前項に規定する重要事項 を電気通信回線を通じて利用申込者 の閲覧に供し、当該利用申込者の使 用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方 法(電磁的方法による提供を受ける 旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育 施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロム その他これらに準ずる方法により一定 の事項を確実に記録しておくことがで きる物をもって調製するファイルに前 項に規定する重要事項を記録したもの を交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」 とは、特定教育・保育施設の使用に係る 電子計算機と利用申込者の使用に係る電 子計算機とを電気通信回線で接続した電 子情報処理組織をいう。
- 5 特定教育・保育施設は、第2項の規定 により第1項に規定する重要事項を提供 しようとするときは、あらかじめ、当該 利用申込者に対し、その用いる次に掲げ る電磁的方法の種類及び内容を示し、文 書又は電磁的方法による承諾を得なけれ

ばならない。

- (1) 第2項各号に規定する方法のうち 特定教育・保育施設が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 略

- 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の日号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法<u>第19条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>同条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの

(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 略

- 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法<u>第19条</u>第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもの総数が、当該特定教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの 区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法<u>第19条</u>第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>同項第</u>2号又は第3号に掲げる小学校就学前子

区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4及び5 略

(あっせん、調整及び要請に対する協力) 第7条 略

2 特定教育・保育施設(認定こども園又 は保育所に限る。以下この項において同 じ。)は、法<u>第19条第2号</u>又は第3号に 掲げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子どもに係る当該特定 教育・保育施設の利用について児童福祉 法第24条第3項(同法附則第73条第1項 の規定により読み替えて適用する場合を 含む。)の規定により町が行う調整及び 要請に対し、できる限り協力しなければ ならない。

# (受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4及び5 略

(あっせん、調整及び要請に対する協力) 第7条 略

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

# (受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

#### 第13条 略

#### 2及び3 略

- 4 特定教育・保育施設は、前3項の規定 により支払を受ける額のほか、特定教 育・保育において提供される便宜に要す る費用のうち、次に掲げる費用の額の支 払を教育・保育給付認定保護者から受け ることができる。
  - (1)及び(2) 略
  - (3) 食事の提供(次に掲げるものを除 く)に要する費用
    - ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満 3歳以上教育・保育給付認定子ども のうち、その教育・保育給付認定保 護者及び当該教育・保育給付認定保 護者と同一の世帯に属する者に係る 市町村民税所得割合算額がそれぞれ (ア)又は(イ)に定める金額未満 であるものに対する副食の提供
      - (ア) 法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学 校就学前子どもに該当する教育・ 保育給付認定子ども 77,101円
      - (イ) 法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)
    - イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満 3歳以上教育・保育給付認定子ども のうち、負担額算定基準子ども又は 小学校第3学年修了前子ども(小学 校、義務教育学校の前期課程又は特 別支援学校の小学部の第1学年から 第3学年までに在籍する子どもをい う。以下イにおいて同じ。)が同一 の世帯に3人以上いる場合にそれぞ れ(ア)又は(イ)に定める者に該

#### 第13条 略

#### 2及び3 略

- 4 特定教育・保育施設は、前3項の規定により支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
  - (1)及び(2) 略
  - (3) 食事の提供(次に掲げるものを除 く)に要する費用
    - ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満 3歳以上教育・保育給付認定子ども のうち、その教育・保育給付認定保 護者及び当該教育・保育給付認定保 護者と同一の世帯に属する者に係る 市町村民税所得割合算額がそれぞれ (ア)又は(イ)に定める金額未満 であるものに対する副食の提供
      - (ア) 法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,1 01円
      - (イ) 法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)
    - イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満 3歳以上教育・保育給付認定子ども のうち、負担額算定基準子ども又は 小学校第3学年修了前子ども(小学 校、義務教育学校の前期課程又は特 別支援学校の小学部の第1学年から 第3学年までに在籍する子どもをい う。以下イにおいて同じ。)が同一 の世帯に3人以上いる場合にそれぞ れ(ア)又は(イ)に定める者に該

当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

- (ア) 法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者
- (イ) 法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ略

(4)及び(5) 略

5及び6 略

(特定教育・保育の取扱方針)

- 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。
  - (1) 略
  - (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同条第10項</u>の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項
  - (3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育 法(昭和22年法律第26号)<u>第25条第1</u> <u>項</u>の規定に基づき文部科学大臣が定め る幼稚園の教育課程その他の教育内容 に関する事項をいう。)
  - (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び 運営に関する基準(昭和23年厚生省令 第63号)第35条の規定に基づき保育所 における保育の内容について内閣総理

当するものに対する副食の提供(ア に該当するものを除く。)

- (ア) 法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者
- (イ) 法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ略

(4)及び(5) 略

5及び6 略

(特定教育・保育の取扱方針)

- 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。
  - (1) 略
  - (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項
  - (3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育 法(昭和22年法律第26号)<u>第25条</u>の規 定に基づき文部科学大臣が定める幼稚 園の教育課程その他の教育内容に関す る事項をいう。)
  - (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び 運営に関する基準(昭和23年厚生省令 第63号)第35条の規定に基づき保育所 における保育の内容について<u>厚生労働</u>

大臣が定める指針

2 略

(運営規程)

- 第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。  $(1)\sim(3)$  略
  - (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法 第19条第1号に掲げる小学校就学前子 どもの区分に係る利用定員を定めてい る施設にあっては、学期を含む。以下 この号において同じ。)及び時間並び に特定教育・保育の提供を行わない日

(5)~(10) 略

(掲示等)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

第26条 削除

大臣が定める指針

2 略

(運営規程)

- 第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。(1)~(3) 略
  - (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法 第19条第1項第1号に掲げる小学校就 学前子どもの区分に係る利用定員を定 めている施設にあっては、学期を含む。 以下この号において同じ。)及び時間 並びに特定教育・保育の提供を行わな い日

(5)~(10) 略

(掲示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定 教育・保育施設の見やすい場所に、運営 規程の概要、職員の勤務の体制、利用者 負担その他の利用申込者の特定教育・保 育施設の選択に資すると認められる重要 事項を掲示しなければならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型 認定こども園及び保育所に限る。以下こ の条において同じ。)の長たる特定教育・ 保育施設の管理者は、教育・保育給付認 定子どもに対し児童福祉法第47条第3項 の規定により懲戒に関しその教育・保育 給付認定子どもの福祉のために必要な措

置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

#### (特別利用保育の基準)

- 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定 により特別利用保育を提供する場合に は、特定教育・保育には特別利用保育を、 施設型給付費には特例施設型給付費(法 第28条第1項の特例施設型給付費をい う。次条第3項において同じ。)をそれ ぞれ含むものとして、前節(第6条第3 項及び第7条第2項を除く。)の規定を 適用する。この場合において、第6条第 2項中「特定教育・保育施設(認定こど も園又は幼稚園に限る。以下この項にお いて同じ。) 」とあるのは「特定教育・ 保育施設(特別利用保育を提供している 施設に限る。以下この項において同じ。)」 と、「同号に掲げる小学校就学前子ども に該当する教育・保育給付認定子ども」 とあるのは「同号又は同条第2号に掲げ

### (特別利用保育の基準)

- 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法<u>第19条第1項第2</u>号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定 により特別利用保育を提供する場合に は、特定教育・保育には特別利用保育を、 施設型給付費には特例施設型給付費(法 第28条第1項の特例施設型給付費をい う。次条第3項において同じ。)をそれ ぞれ含むものとして、前節(第6条第3 項及び第7条第2項を除く。)の規定を 適用する。この場合において、第6条第 2項中「特定教育・保育施設(認定こど も園又は幼稚園に限る。以下この項にお いて同じ。) 」とあるのは「特定教育・ 保育施設(特別利用保育を提供している 施設に限る。以下この項において同じ。)」 と、「同号に掲げる小学校就学前子ども に該当する教育・保育給付認定子ども」 とあるのは「同号又は同項第2号に掲げ

る小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

- 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定 により特別利用教育を提供する場合に は、特定教育・保育には特別利用教育を、

る小学校就学前子どもに該当する教育・ 保育給付認定子ども」と、「法第19条第 1項第1号に掲げる小学校就学前子ども の区分に係る利用定員の総数」とあるの は「法第19条第1項第2号に掲げる小学 校就学前子どもの区分に係る利用定員の 総数」と、第13条第2項中「法第27条第 3項第1号に掲げる額」とあるのは「法 第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定 める基準により算定した費用の額」と、 同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保 育給付認定子ども」とあるのは「教育・ 保育給付認定子ども(特別利用保育を受 ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中 「教育・保育給付認定子ども」とあるの は「教育・保育給付認定子ども(特別利 用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

- 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項</u>第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法<u>第19条第1項第1</u>号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定 により特別利用教育を提供する場合に は、特定教育・保育には特別利用教育を、

施設型給付費には特例施設型給付費を、 それぞれ含むものとして、前節(第6条 第3項及び第7条第2項を除く。)の規 定を適用する。この場合において、第6 条第2項中「特定教育・保育施設(認定 こども園又は幼稚園に限る。以下この項 において同じ。)」とあるのは「特定教 育・保育施設(特別利用教育を提供して いる施設に限る。以下この項において同 じ。)」と、「利用の申込みに係る法第1 9条第1号に掲げる小学校就学前子ども の数」とあるのは「利用の申込みに係る 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子 どもの数」と、「同号に掲げる小学校就 学前子どもに該当する教育・保育給付認 定子どもの総数」とあるのは「同条第1 号又は第2号に掲げる小学校就学前子ど もに該当する教育・保育給付認定子ども の総数」と、「同号に掲げる小学校就学 前子どもの区分に係る利用定員の総数」 とあるのは「同条第1号に掲げる小学校 就学前子どもの区分に係る利用定員の総 数」と、第13条第2項中「法第27条第3 項第1号に掲げる額」とあるのは「法第2 8条第2項第3号の内閣総理大臣が定め る基準により算定した費用の額」と、同 条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育 給付認定子ども」とあるのは「教育・保 育給付認定子ども(特別利用教育を受け る者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教 育・保育給付認定子ども」とあるのは「教 育・保育給付認定子ども(特別利用教育 を受ける者を除く。)」とする。

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

施設型給付費には特例施設型給付費を、 それぞれ含むものとして、前節(第6条 第3項及び第7条第2項を除く。)の規 定を適用する。この場合において、第6 条第2項中「利用の申込みに係る法第19 条第1項第1号に掲げる小学校就学前子 どもの数」とあるのは「利用の申込みに 係る法第19条第1項第2号に掲げる小学 校就学前子どもの数」と、「法第19条第 1項第1号に掲げる小学校就学前子ども に該当する教育・保育給付認定子どもの 総数」とあるのは「法第19条第1項第1 号又は第2号に掲げる小学校就学前子ど もに該当する教育・保育給付認定子ども の総数」と、第13条第2項中「法第27条 第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法 第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定 める基準により算定した費用の額」と、 同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保 育給付認定子ども」とあるのは「教育・ 保育給付認定子ども(特別利用教育を受 ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中 「教育・保育給付認定子ども」とあるの は「教育・保育給付認定子ども(特別利 用教育を受ける者を除く。)」とする。

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。)及び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。)にあっては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあっては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型 保育の種類及び当該特定地域型保育の種 類に係る特定地域型保育事業を行う事業 所(以下「特定地域型保育事業所」とい う。) ごとに、法第19条第3号に掲げる 小学校就学前子どもに係る利用定員(事 業所内保育事業を行う事業所にあって は、家庭的保育事業等の設備及び運営に 関する基準第42条の規定を踏まえ、その 雇用する労働者の監護する小学校就学前 子どもを保育するため当該事業所内保育 事業を自ら施設を設置して行う事業主に 係る当該小学校就学前子ども(当該事業 所内保育事業が、事業主団体に係るもの にあっては事業主団体の構成員である事 業主の雇用する労働者の監護する小学校 就学前子どもとし、共済組合等(児童福 祉法第6条の3第12項第1号ハに規定す る共済組合等をいう。) に係るものにあ っては共済組合等の構成員(同号ハに規 定する共済組合等の構成員をいう。)の 監護する小学校就学前子どもとする。) 及びその他の小学校就学前子どもごとに 定める法第19条第3号に掲げる小学校就 学前子どもに係る利用定員とする。)を、 満1歳に満たない小学校就学前子どもと 満1歳以上の小学校就学前子どもに区分 して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあっては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあっては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型 保育の種類及び当該特定地域型保育の種 類に係る特定地域型保育事業を行う事業 所(以下「特定地域型保育事業所」とい う。) ごとに、法第19条第1項第3号に 掲げる小学校就学前子どもに係る利用定 員(事業所内保育事業を行う事業所にあ っては、家庭的保育事業等の設備及び運 営に関する基準第42条の規定を踏まえ、 その雇用する労働者の監護する小学校就 学前子どもを保育するため当該事業所内 保育事業を自ら施設を設置して行う事業 主に係る当該小学校就学前子ども(当該 事業所内保育事業が、事業主団体に係る ものにあっては事業主団体の構成員であ る事業主の雇用する労働者の監護する小 学校就学前子どもとし、共済組合等(児 童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規 定する共済組合等をいう。) に係るもの にあっては共済組合等の構成員(同号ハ に規定する共済組合等の構成員をいう。) の監護する小学校就学前子どもとする。) 及びその他の小学校就学前子どもごとに 定める法第19条第1項第3号に掲げる小 学校就学前子どもに係る利用定員とす る。)を、満1歳に満たない小学校就学 前子どもと満1歳以上の小学校就学前子 どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

#### 第39条 略

- 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法<u>第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章におい上保育認定子どもを除く。以下この章においては、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定でき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どものとする。
- 3 前項に規定する場合においては、特定 地域型保育事業者は、前項の選考方法を あらかじめ教育・保育給付認定保護者に 明示した上で、選考を行わなければなら ない。

#### 4 略

(特定教育・保育施設等との連携)

- 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。
  - (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援 (次項において「保育内容支援」という。)を行うこと。

#### 第39条 略

- 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章に対いて同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
- 3 前項に規定する場合においては、特定 地域型保育事業者は、前項に規定する選 考方法をあらかじめ教育・保育給付認定 保護者に明示した上で、選考を行わなけ ればならない。

#### 4 略

(特定教育・保育施設等との連携)

- 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。
  - (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2)及び(3) 略

- 2 町長は、特定地域型保育事業者による 保育内容支援の実施に係る連携施設の確 保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満 たすと認めるときは、前項第1号の規定 を適用しないこととすることができる。
  - (1) 特定地域型保育事業者が保育内容 支援連携協力者を適切に確保するこ と。
  - (2) <u>次のア及びイに掲げる要件を満た</u> <u>すこと。</u>
    - ア 特定地域型保育事業者と保育内容 支援連携協力者との間でそれぞれの 役割の分担及び責任の所在が明確さ れていること。
    - イ 保育内容支援連携協力者の本来の 業務の遂行に支障が生じないように するための措置が講じられているこ と。
- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。
- 4 町長は、特定地域型保育事業者による 代替保育の提供に係る連携施設の確保が 著しく困難であると認める場合であっ て、次の各号に掲げる要件の<u>いずれかを</u> 満たすときは、第1項第2号の規定を適 用しないこととすることができる。
  - (1) 特定地域型保育事業者が代替保育 連携協力者を適切に確保した場合に は、次のア及びイに掲げる要件を満た すと町長が認めること。
    - ア 特定地域型保育事業者と代替保育 連携協力者との間でそれぞれの役割 の分担及び責任の所在が明確化され ていること。

(2)及び(3) 略

- 2 町長は、特定地域型保育事業者による 代替保育の提供に係る連携施設の確保が 著しく困難であると認める場合であっ て、次の各号に掲げる要件の全てを満た すと認めるときは、前項第2号の規定を 適用しないこととすることができる。
  - (1) 特定地域型保育事業者と前項第2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う 者との間でそれぞれの役割の分担及び 責任の所在が明確化されていること。

- <u>イ</u> 代替保育連携協力者の本来の業務 の遂行に支障が生じないようにする ための措置が講じられていること。
- (2) 町長が特定地域型保育事業者によ る代替保育連携協力者の確保の促進の ために必要な措置を講じてもなお当該 代替保育連携協力者の確保が著しく困 難であること。
- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、 第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる 区分に応じ、それぞれ当該各号に定める ものをいう。
  - (1) 当該特定地域型保育事業者が特定 地域型保育事業を行う場所又は事業所 (次号において「事業実施場所」とい う。)以外の場所又は事業所において 代替保育が提供される場合 <u>小規模保</u> 育事業A型事業者等
  - (2) 略
- 6 町長は、<u>次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の</u>規定を適用しないこととすることができる。
  - (1) 町長が、児童福祉法第24条第3項 (同法附則第73条第1項の規定による 読み替えて適用する場合を含む。)の 規定による調整を行うに当たって、特 定地域型保育事業者による特定地域型 保育の提供を受けていた満3歳未満保 育認定子どもを優先的に取り扱う措置 その他の特定地域型保育事業者による 特定地域型保育の提供の終了に際し て、当該満3歳未満保育認定子どもに 係る教育・保育給付認定保護者の希望 に基づき、引き続き必要な教育・保育

- (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に 支障が生じないようにするための措置 が講じられていること。
- 3 前項の場合において、特定地域型保育 事業者は、次の各号に掲げる場合の区分 に応じ、それぞれ当該各号に定める者を 第1項第2号に掲げる事項に係る連携 協力を行う者として適切に確保しなけ ればならない。
  - (1) 当該特定地域型保育事業者が特定 地域型保育事業を行う場所又は事業所 (次号において「事業実施場所」とい う。)以外の場所又は事業所において 代替保育が提供される場合 小規模保 育事業A型若しくは小規模保育事業B型 又は事業所内保育事業を行う者(次号 において「小規模保育事業A型事業者 等」という。)
  - (2) 略
- 4 町長は、特定地域型保育事業者による 第1項第3号に掲げる事項に係る連携施 設の確保が著しく困難であると認めると きは、同号の規定を適用しないこととす ることができる。

<u>が提供されるよう必要な措置を講じて</u> <u>いるとき</u>

- (2) 特定地域型保育事業者による第1 項第3号に掲げる事項に係る連携施設 の確保が著しく困難であると認めると き(前号に該当する場合を除く。)
- 7 前項<u>(第2号に係る部分に限る)</u>の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) 略

8 略

9 略

<u>10</u> 略

<u>11</u> 略

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

#### (運営規程)

- 第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲 げる事業の運営についての重要事項に関 する規程を定めておかなければならな い。
  - (1)~(6) 略
  - (7) 特定地域型保育事業の利用の開始、 終了に関する事項<u>及び</u>利用に当たって の留意事項(第39条第2項に規定する 選考の方法を含む。)

- 5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
  - (1)及び(2) 略

6 略

<u>7</u> 略

8 略

9 略

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

#### (運営規程)

- 第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲 げる事業の運営についての重要事項に関 する規程を定めておかなければならな い。
  - (1)~(6) 略
  - (7) 特定地域型保育事業の利用の開始 <u>及び</u>終了に関する事項<u>並びに特定地域</u> 型保育事業の利用に当たっての留意事 項(第39条第2項に規定する選考の方

(8)~(11) 略

(特別利用地域型保育の基準)

- 第51条 特定地域型保育事業者が法<u>第19条</u> 第1号に掲げる小学校就学前子どもに該 当する教育・保育給付認定子どもに対し 特別利用地域型保育を提供する場合に は、法第46条第1項に規定する地域型保 育事業の認可基準を遵守しなければなら ない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子が表別している満3歳未満保育認定利用している満3歳未満保育認定利用とも(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を代費には特別地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)をそれぞれ含むものとして、本章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ど

法を含む。)

(8)~(11) 略

(特別利用地域型保育の基準)

- 第51条 特定地域型保育事業者が法<u>第19条</u> 第1項第1号に掲げる小学校就学前子ど もに該当する教育・保育給付認定子ども に対し特別利用地域型保育を提供する場 合には、法第46条第1項に規定する地域 型保育事業の認可基準を遵守しなければ ならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により場合に該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育をは特別利用地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)をそれぞれ含むものとして、本章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学

もの数」とあるのは「利用の申込みに係 る法第19条第1号に掲げる小学校就学前 子どもの数」と、「満3歳未満保育認定 子ども(特定満3歳以上保育認定子ども を除く。以下この章において同じ。)」 とあるのは「同条第1号又は第3号に掲 げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子ども(第52条第1項 の規定により特定利用地域型保育を提供 する場合にあっては、当該特定利用地域 型保育の対象となる法第19条第2号に掲 げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子どもを含む。)」と、 「同号」とあるのは「法第19条第3号」 と、「教育・保育給付認定に基づき、保 育の必要の程度及び家族等の状況を勘案 し、保育を受ける必要性が高いと認めら れる満3歳未満保育認定子どもが優先的 に利用できるよう、」とあるのは「抽選、 申込みを受けた順序により決定する方 法、当該特定地域型保育事業者の保育に 関する理念、基本方針等に基づく選考そ の他公正な方法により」と、第43条第1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあ るのは「教育・保育給付認定保護者(特 別利用地域型保育の対象となる法第19条 第1号に掲げる小学校就学前子どもに該 当する教育・保育給付認定子どもに係る 教育・保育給付認定保護者を除く。)」 と、同条第2項中「法第29条第3項第1 号に掲げる額」とあるのは「法第30条第 2項第2号の内閣総理大臣が定める基準 により算定した費用の額」と、同条第3 項中「前2項」とあるのは「前項」と、 同条第4項中「前3項」とあるのは「前 2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲 げる費用及び食事の提供(第13条第4項 第3号ア又はイに掲げるものを除く。) に要する費用」と、同条第5項中「前各 項」とあるのは「前3項」とする。

前子どもの数」とあるのは「利用の申込 みに係る法第19条第1項第1号に掲げる 小学校就学前子どもの数」と、「満3歳 未満保育認定子ども(特定満3歳以上保 育認定子どもを除く。以下この章におい て同じ。) 」とあるのは「法第19条第1 項第1号又は第3号に掲げる小学校就学 前子どもに該当する教育・保育給付認定 子ども (第52条第1項の規定により特定 利用地域型保育を提供する場合にあって は、当該特定利用地域型保育の対象とな る法第19条第1項第2号に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給付 認定子どもを含む。)」と、「法第20条 第4項の規定による認定に基づき、保育 の必要の程度及び家族等の状況を勘案 し、保育を受ける必要性が高いと認めら れる満3歳未満保育認定子どもが優先的 に利用できるよう、」とあるのは「抽選、 申込みを受けた順序により決定する方 法、当該特定地域型保育事業者の保育に 関する理念、基本方針等に基づく選考そ の他公正な方法により」と、第43条第1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあ るのは「教育・保育給付認定保護者(特 別利用地域型保育の対象となる法第19条 第1項第1号に掲げる小学校就学前子ど もに該当する教育・保育給付認定子ども に係る教育・保育給付認定保護者を除 く。)」と、同条第2項中「法第29条第 3項第1号に掲げる額」とあるのは「法 第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定 める基準により算定した費用の額」と、 同条第3項中「前2項」とあるのは「前 項」と、同条第4項中「前3項」とある のは「前2項」と、「掲げる費用」とあ るのは「掲げる費用及び食事の提供(第1 3条第4項第3号ア又はイに掲げるもの を除く。) に要する費用」と、同条第5 項中「前各項」とあるのは「前3項」と する。

(特定利用地域型保育の基準)

- 第52条 特定地域型保育事業者が法<u>第19条</u> 第2号に掲げる小学校就学前子どもに該 当する教育・保育給付認定子どもに対し 特定利用地域型保育を提供する場合に は、法第46条第1項に規定する地域型保 育事業の認可基準を遵守しなければなら ない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定 により特定利用地域型保育を提供する場 合には、当該特定利用地域型保育に係る 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子 どもに該当する教育・保育給付認定子ど もの数及び当該特定地域型保育事業所を 現に利用している同項第3号に掲げる小 学校就学前子どもに該当する教育・保育 給付認定子ども(前条第1項の規定によ り特別利用地域型保育を提供する場合に あっては、当該特別利用地域型保育の対 象となる法第19条第1号に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給付 認定子どもを含む。)の総数が、第37条 第2項の規定により定められた利用定員 の総数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規 定により特定利用地域型保育を提供する 場合には、特定地域型保育には特定利用 地域型保育を、地域型保育給付費には特 例地域型保育給付費を、それぞれ含むも のとして、この章の規定を適用する。こ の場合において、第43条第1項中「教育・ 保育給付認定保護者」とあるのは「教育・ 保育給付認定保護者(特定利用地域型保 育の対象となる法第19条第2号に掲げる 小学校就学前子どもに該当する教育・保 育給付認定子ども(特定満3歳以上保育 認定子どもに限る。)に係る教育・保育 給付認定保護者に限る。) 」と、同条第 2項中「法第29条第3項第1号に掲げる 額」とあるのは「法第30条第2項第3号 の内閣総理大臣が定める基準により算定

(特定利用地域型保育の基準)

- 第52条 特定地域型保育事業者が法<u>第19条</u> 第1項第2号に掲げる小学校就学前子ど もに該当する教育・保育給付認定子ども に対し特定利用地域型保育を提供する場 合には、法第46条第1項に規定する地域 型保育事業の認可基準を遵守しなければ ならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定 により特定利用地域型保育を提供する場 合には、当該特定利用地域型保育に係る 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就 学前子どもに該当する教育・保育給付認 定子どもの数及び当該特定地域型保育事 業所を現に利用している同項第3号に掲 げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子ども(前条第1項の 規定により特別利用地域型保育を提供す る場合にあっては、当該特別利用地域型 保育の対象となる法第19条第1項第1号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する 教育・保育給付認定子どもを含む。)の 総数が、第37条第2項の規定により定め られた利用定員の総数を超えないものと する。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規 定により特定利用地域型保育を提供する 場合には、特定地域型保育には特定利用 地域型保育を、地域型保育給付費には特 例地域型保育給付費を、それぞれ含むも のとして、この章の規定を適用する。こ の場合において、第43条第1項中「教育・ 保育給付認定保護者」とあるのは「教育・ 保育給付認定保護者(特定利用地域型保 育の対象となる法第19条第1項第2号に 掲げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子ども(特定満3歳以 上保育認定子どもに限る。) に係る教育・ 保育給付認定保護者に限る。)」と、同 条第2項中「法第29条第3項第1号に掲 げる額」とあるのは「法第30条第2項第 3号の内閣総理大臣が定める基準により

した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

第4章特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

 第1節
 利用定員に関する基準

 (利用定員)

- 第53条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる支給対象小学校就学前子どもの区分ごとに、1時間当たりの利用定員(法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。)を定めるものとする。
  - (1) 満1歳未満の支給対象小学校就学 前子ども
  - (2) 満1歳以上の支給対象小学校就学 前子ども
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等 支援給付認定子どもが当該特定乳児等通 園支援事業者を利用する時間数、特定乳 児等通園支援事業所(特定乳児等通園支 援事業者が特定乳児等通園支援事業を行 う事業所をいう。以下この章において同 じ。)が開所する日数及び時間その他の 事情を考慮して1月当たりの利用定員を 定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(面談)

第54条 特定乳児等通園支援事業者は、乳 児等支援給付認定子どもに係る特定乳児 等通園支援の利用の申込みを受けた後、 当該乳児等支援給付認定子どもに対して 最初に特定乳児等通園支援を提供しよう 算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

- とするときに、当該乳児等支援給付認定 子ども及びその保護者の心身の状況及び 当該乳児等支援給付認定子どもの養育環 境を把握するための当該保護者との面談 (映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含 む。)を行わなければならない。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の 面談を行うに当たっては、あらかじめ、 第69条に規定する運営規程の概要、職員 の勤務の体制、第62条の規定により当該 特定乳児等通園支援事業者が支払を受け る費用に関する事項その他の提供する特 定乳児等通園支援に関する重要事項を記 載した文書を交付しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項 の面談において、前項の重要事項を説明 し、当該申込みに係る特定乳児等通園支 援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第55条 特定乳児等通園支援事業者は、乳 児等支援給付認定保護者から利用の申込 みを受けたときは、正当な理由がなけれ ば、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第56条 特定乳児等通園支援事業者は、当 該特定乳児等通園支援事業者の利用について法第54条の3において準用する法第 54条第1項の規定により町が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

<u>(乳児等支援支給認定証に記載された事</u> 項の確認)

第57条 特定乳児等通園支援事業者は、乳 児等支援給付認定子どもに係る特定乳児 等通園支援の利用の申込みを受けた後、 当該乳児等支援給付認定子どもに対して 最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助) 第58条 特定乳児等通園支援事業者は、法 第30条の15第1項の認定(以下この条に おいて「乳児等支援給付認定」という。) を受けていない保護者から利用の申込み があった場合は、当該保護者の意思を踏 まえて速やかに乳児等支援支給認定の申 請が行われるよう必要な援助を行わなけ ればならない。

## \_(心身の状況等の把握)\_

第59条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者の利用状況その他の教育・保育等(法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。)の提供の状況の把握に努めなければならない。

### (特定教育・保育施設等との連携)

第60条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育及び特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

### (特定乳児等通園支援の提供の記録)

第61条 特定乳児等通園支援事業者は、特 定乳児等通園支援を提供した際は、提供 した日時、時間、内容その他必要な事項 を記録しなければならない。

## (支払)

- 第62条 特定乳児等通園支援事業者は、法 定代理受領を受けないときは、乳児等支 援給付認定保護者から、当該特定乳児等 通園支援に係る特定乳児等通園支援費用 基準額(法第30条の20第3項に規定する 額をいう。次項において同じ。)の支払を 受けるものとする。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の 支払を受ける額のほか、特定乳児等通園 支援の提供に当たって、当該特定乳児等 通園支援の質の確保及び向上を図る上で 必要であると認められる対価について、 当該特定乳児等通園支援に要する費用と して見込まれるものの額と特定乳児等通 園支援費用基準額との差額に相当する金 額の範囲内で設定する額の支払を乳児等 支援給付認定保護者から受けることがで きる。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項 の支払を受ける額のほか、特定乳児等通 園支援において提供される便宜に要する 費用のうち、次に掲げる費用の額の支払 を乳児等支援給付認定保護者から受ける ことができる。
  - (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等 通園支援に必要な物品の購入に要する 費用
  - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事へ の参加に要する費用
  - (3) 食事の提供に要する費用
  - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う 際に提供される便宜に要する費用
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳 児等通園支援において提供される便宜 に要する費用のうち、特定乳児等通園 支援事業者の利用において通常必要と されるものに係る費用であって、乳児

- <u>等支援給付認定保護者に負担させるこ</u> とが適当と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項 の費用の額の支払を受けた場合は、当該 費用の額を支払った乳児等支援給付認定 保護者に対し、当該費用に係る領収証を 交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項 及び第3項の金銭の支払を求める際は、 あらかじめ、当該金銭の使途及び額並び に乳児等支援給付認定保護者に金銭の支 払を求める理由について書面によって明 らかにするとともに、乳児等支援給付認 定保護者に対して説明を行い、文書によ る同意を得なければならない。ただし、 第3項の規定による金銭の支払に係る同 意については、文書によることを要しな い。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

- 第63条 特定乳児等通園支援事業者は、法 定代理受領により特定乳児等通園支援に 係る乳児等支援給付費の支給を受けた場 合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、 当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳 児等支援給付費の額を通知しなければな らない。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第64条 特定乳児等通園支援事業者は、児 童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和23年厚生省令第63号)第35条の規 定に基づき保育所における保育の内容に ついて内閣総理大臣が定める指針に準 じ、乳児等通園支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に 規定する乳児等通園支援事業をいう。) の特性に留意して、支給対象小学校就学 前子ども及びその保護者の心身の状況等 に応じて、特定乳児等通園支援の提供を 適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

- 第65条 特定乳児等通園支援事業者は、自 らその提供する特定乳児等通園支援の質 の評価を行い、常にその改善を図らなけ ればならない。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的 に外部の者による評価を受けて、その結 果を公表し、常にその改善を図るよう努 めなければならない。

### (相談及び援助)

第66条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

# (緊急時等の対応)

第67条 特定乳児等通園支援事業所の職員 は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子ど もに体調の急変が生じた場合その他必要 な場合は、速やかに当該乳児等支援給付 認定子どもの保護者又は医療機関への連 絡を行う等の必要な措置を講じなければ ならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する町 への通知) 第68条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。

### (運営規程)

- 第69条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定(第72条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
  - (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及 び運営の方針
  - (2) その提供する特定乳児等通園支援 事業の内容
  - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
  - (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う 日及び時間並びに提供を行わない日
  - (5) 第62条の規定により乳児等支援給 付認定保護者から支払を受ける費用の 種類、支払を求める理由及びその額
  - (6) 第53条第1項の規定により定める 1時間当たりの利用定員
  - (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の 開始及び終了に関する事項その他の利 用に当たっての留意事項
  - (8) 緊急時等における対応方法
  - (9) 非常災害対策
  - (10) <u>虐待の防止のための措置に関する</u>事項
  - (11) <u>その他特定乳児等通園支援事業の</u> 運営に関する重要事項

## (勤務態勢の確保等)

第70条 特定乳児等通園支援事業者は、乳 児等支援給付認定子どもに対し、適切な

特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳 児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳 児等通園支援事業所の職員によって特定 乳児等通園支援を提供しなければならな い。ただし、特定乳児等通園支援の提供 に直接影響を及ぼさない業務について は、この限りでない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳 児等通園支援事業所の職員の資質の向上 のために、その研修の機会を確保しなけ ればならない。

# (利用定員の遵守)

第71条 特定乳児等通園支援事業者は、第5 3条第1項の規定により定める1時間当 たりの利用定員を超えて特定乳児等通園 支援の提供を行ってはならない。

## (掲示等)

第72条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第62条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業者の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

<u>(乳児等支援給付認定子どもを平等に取</u>り扱う原則)

第73条 特定乳児等通園支援事業者におい

では、乳児等支援給付認定子どもの国籍、 信条、社会的身分又は第62条の規定によ る支払の状況によって、差別的扱いをし ではならない。

### (虐待等の禁止)

第74条 特定乳児等通園支援事業所の職員 は、乳児等支援給付認定子どもに対し、 児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げ る行為その他当該乳児等支援給付認定子 どもの心身に有害な影響を与える行為を してはならない。

## (秘密保持等)

- 第75条 特定乳児等通園支援事業所の職員 及び管理者は、正当な理由がなく、その 業務上知り得た乳児等支援給付認定子ど も又はその家族の秘密を漏らしてはなら ない。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

#### (情報の提供等)

第76条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業者を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業

- 者を選択することができるように、その 提供する特定乳児等通園支援の内容に関 する情報の提供を行うよう努めなければ ならない。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特 定乳児等通園支援事業者について広告を する場合において、その内容を虚偽のも の又は誇大なものとしてはならない。

## (利益供与等の禁止)

- 第77条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業(法第59条第1号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設、地域型保育事業者(地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。)若しくは乳児等通園支援事業者(乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。)又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者 支援事業者等、教育・保育施設、地域型 保育事業者若しくは乳児等通園支援事業 者又はその職員から、支給対象小学校就 学前子ども又はその家族を紹介すること の対償として、金品その他の財産上の利 益を収受してはならない。

### (苦情解決)

第78条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族(以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に

- 対応するために、苦情を受け付けるため の窓口の設置その他の必要な措置を講じ なければならない。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の 内容その他の事項を記録しなければなら ない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第3 0条の13において準用する法第14条第1項の規定により町が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該町の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、町から の求めがあった場合には、前項の改善の 内容を町に報告しなければならない。

### (地域との連携等)

第79条 特定乳児等通園支援事業者は、そ の運営に当たっては、地域住民又はその 自発的な活動等との連携及び協力を行う 等の地域との交流に努めなければならな い。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第80条 特定乳児等通園支援事業者は、事 故の発生又はその際発を防止するため、 次の各号に定める措置を講じなければな らない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に 規定する報告の方法等が記載された事 故発生の防止のための指針を整備する こと。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至 る危険性がある事態が生じた場合に、 当該事実が報告され、その分析を通じ た改善策を職員に周知徹底する体制を 整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及 び職員に対する研修を定期的に行うこ と。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等 支援給付認定子どもに対する特定乳児等 通園支援の提供により事故が発生した場 合は、速やかに町及び当該乳児等支援給 付認定子どもの家族等に連絡を行うとと もに、必要な措置を講じなければならな い。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の 事故の状況及び事故に際して採った処置 について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等 支援給付認定子どもに対する特定乳児等 通園支援の提供により賠償すべき事故が 発生した場合は、損害賠償を速やかに行 わなければならない。

## (会計の区分)

第81条 特定乳児等通園支援事業者は、特 定乳児等通園支援事業の会計をその他の 事業の会計と区分しなければならない。

# (記録の整備等)

- 第82条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等 支援給付認定子どもに対する特定乳児等 通園支援の提供に関する次に掲げる記録

等を整備し、その完結の日から5年間保 存しなければならない。

- (1) 第54条に定めるものに基づく特定 乳児等通園支援の提供に当たっての計 画
- (2) 第61条の規定による特定乳児等通 園支援の提供の記録
- (3) 第68条の規定による町への通知に 係る記録
- (4) 第78条第2項に規定する苦情の内 容等の記録
- (5) 第80条第3項に規定する事故の状 況及び事故に際して採った処置につい ての記録

第5章 雑則

(電磁的記録等)

- 第83条 特定教育·保育施設、特定地域型 保育事業者又は特定乳児等通園支援事業 者(以下この条において「特定教育・保 育施設等」という。)は、記録、作成、 保存その他これらに類するもののうち、 この条例の規定において書面等(書面、 書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、 複本その他文字、図形等人の知覚によっ て認識することができる情報が記載され た紙その他の有体物をいう。以下この条 において同じ。) により行うことが規定 されているものについては、当該書面等 に代えて、当該書面等に係る電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他人の知 覚によっては認識することができない方 式で作られる記録であって、電子計算機 による情報処理の用に供されるものをい う。以下この条において同じ。) により 行うことができる。
- 2 特定教育・保育施設等は、この条例の 規定による書面等の交付又は提出につい ては、当該書面等が電磁的記録により作 成されている場合には、当該書面等の交 付又は提出に代えて、第4項で定めると

第4章 雑則

ころにより、教育・保育給付認定保護者 又は乳児等支援給付認定保護者(以下こ の条において「教育・保育給付認定保護 者等」という。) の承諾を得て、当該書 面等に記載すべき事項(以下この条にお いて「記載事項」という。) を電子情報 処理組織(特定教育・保育施設等の使用 に係る電子計算機と、教育・保育給付認 定保護者等の使用に係る電子計算機とを 電気通信回線で接続した電子情報処理組 織をいう。以下この条において同じ。) を使用する方法その他の情報通信の技術 を利用する方法であって次に掲げるもの (以下この条において「電磁的方法」と いう。) により提供することができる。 この場合において、当該特定教育・保育 施設等は、当該書面等を交付又は提出し たものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法 のうちア又はイに掲げるもの
  - ア 特定教育・保育施設等の使用に係 る電子計算機と教育・保育給付認定 保護者等の使用に係る電子計算機と を接続する電気通信回線を通じて送 信し、受信者の使用に係る電子計算 機に備えられたファイルに記録する 方法
  - イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
- (2) 電磁的記録媒体 (電磁的記録に係る

- 記録媒体をいう。)をもって調製する ファイルに記載事項を記録したものを 交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育 給付認定保護者等がファイルへの記録を 出力することによる文書を作成すること ができるものでなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
  - (1) 第2項各号に規定する方法のうち 特定教育・保育施設等が使用するもの
  - (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から第5項までの規定は、この 条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」

とあるのは「同意を行う」と、「受けな い」とあるのは「行わない」と、「交付 する」とあるのは「得る」と、第3項中 「前項各号」とあるのは「第6項におい て準用する前項各号」と、第4項中「第 2項」とあるのは「第6項において準用 する第2項」と、「記載事項を提供しよ う」とあるのは「同意を得よう」と、「記 載事項を提供する」とあるのは「同意を 得ようとする」と、同項第1号中「第2 項各号」とあるのは「第6項において準 用する第2項各号」と、第5項中「前項」 とあるのは「第6項において準用する前 項」と、「提供を受けない」とあるのは 「同意を行わない」と、「第2項に規定 する記載事項の提供」とあるのは「この 条例の規定による書面等による同意の取 得」と読み替えるものとする。

(委任)

第84条 略

(委任)

第53条 略

附則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。